

# 令和2年8月から 未就学児の医療費助成を拡大します

これまで、こども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成及び重度心身障害者医療費助成においては、課税世帯の3歳から就学前までのお子さんの医療費(入院外)について、自己負担を1割としていましたが、8月診療分から、初診時一部負担金(医科580円 歯科510円 ※)のみの支払いとなります。

ただし、従来の助成と同様に所得制限があります。

新しい受給者証は7月下旬に送付し、有効期間は8月からです。

※ひとり親家庭等医療費助成及び重度心身障害者医療費助成での柔道整復の初診時一部負担金については、270円となります。

## 制度内容（令和2年8月診療分から）

区分	未就学児	小学生			中学生		
	入院・入院外	入院	入院外		入院		入院外
	全世帯	全世帯	非課税世帯	課税世帯	非課税世帯	課税世帯	全世帯
負担額	初診時一部負担金のみ 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金のみ 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金のみ 医科 580円 歯科 510円	医療費の1割 1か月の自己負担上限額(個人) 1万8,000円 年間上限 〔14万4,000円※1〕	初診時一部負担金のみ 医科 580円 歯科 510円	医療費の1割 1か月の自己負担上限額 5万7,600円 多数回 〔4万4,000円※2〕	対象外

※1 8月1日から翌年7月31日までの1年間の自己負担上限額です。

※2 過去12か月以内に同一助成かつ同一世帯内で3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」となり上限額が下がります。

※3 太枠の部分は、こども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、重度心身障害者医療費助成も共通です。

## 《学校等でけがをしたとき》

- 学校等(幼稚園・保育園・認定こども園含む)の管理下における災害(負傷、疾病、傷害又は死亡)が発生して治療を受けた場合は、(独)日本スポーツ振興センターの災害給付が優先するため、「医療費受給者証」を使用することはできません。
- 医療機関窓口で通常の自己負担(総医療費の2割又は3割)をしていただき、学校等を通じて手続きをすれば、同センターから災害給付金が支払われます。(ただし、総医療費が5,000円未満は対象外)

**ご注意ください!**

◆保険外診療等は助成対象外となります。

(例) 健康診断・予防接種・入院時の食事代・文書料…など



おたる運がっば

◆問合せ先◆

小樽市医療保険部 後期高齢・福祉医療課

電話 0134-32-4111 内線311 Fax 0134-25-0120